

(公印省略)
教事第 030001 号
令和 7 年 1 月 30 日

榛東村監査委員 石坂 郁夫 様
同 三俣 実 様

榛東村教育委員会
教育長 須永 光明

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

令和 6 年 8 月 7 日付け榛監第 220001 号で通知のあった令和 5 年度(下半期)定期監査結果報告書の報告に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
○年次有給休暇の取得状況について 年10日以上之年次有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日の年次有給休暇（1日単位）を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。	・会計年度任用職員を含む全ての職員に対して、制度の周知を行いました。 ・各所属長が所属職員の年次有給休暇取得状況を適宜確認し、全ての職員が少なくとも5日の年次有給休暇を確実に取得できるよう随時、職員に促すこととしました。
○時間外勤務命令について 法定上限を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。	法定上限を超えた月は、通常業務に加え、主催イベントが複数重なったことから短期間に業務量が著しく増加したもので、今後、業務量の大幅な増加が予見されるような場合や臨時又は緊急の業務が発生した場合には、ワークシェアリングや事務分掌の見直しなどを行い、特定の職員に業務が集中することのないよう事務の平準化に努めます。
○行政委員会等に係る歳出予算の執行状況及び活動について 教育委員会の議事録の公表は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において努力義務が課されている。	令和7年1月以降に開催した教育委員会の議事録について、村ホームページにおいて、公表することとしました。
○社会体育施設等管理事務所について 社会体育施設等管理事務所の行政組織上の位置付けが明確なものとなるよう検討されたい。	社会体育施設管理事務所の設置及び管理に関する規則を定め、令和7年4月1日から施行することとしました。